平成２７年（フ）第６７号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良1510番地31
債務者　株式会社うわうみ
代表者代表取締役　江良　秀明
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午前10時30分
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第３４６号
茨城県ひたちなか市勝田中央10番５
債務者　株式会社アップコム
代表者代表取締役　李　　志勇
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂手木克好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午後１時10分
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第６７３号
静岡県焼津市焼津１丁目１－１
債務者　有限会社シマノ
代表者取締役　島野　友和
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３号
北海道石狩市生振442番５号、商業登記簿上の本店所在地札幌市北区あいの里３条８丁目６番17号
債務者　株式会社ジャパンスラッガー
代表者代表取締役　千葉　龍夫
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田秀太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４１０号
大阪市此花区高見３丁目13番12号
債務者　有限会社ぶるうまうんてん
代表者代表取締役　森　　廣志
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒鹿　高行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６号
大阪府高槻市柱本３丁目12番３号
債務者　株式会社日東印刷
代表者代表取締役　越野　泰一
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小関　伸吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２１号
岐阜市花園町６番地２
債務者　有限会社志知
代表者代表取締役　志知美智子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　浩明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午前10時40分
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３号
岡山県久米郡久米南町下弓削495番地の２
債務者　キャメル株式会社
代表者代表取締役　上島　　都
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水田美由紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月９日午後２時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第９９号
群馬県桐生市広沢町６丁目257番地の３
債務者　有限会社キクモト
代表者代表取締役　永吉貫一郎
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土坂　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月27日午後１時30分
前橋地方裁判所桐生支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１４０号
北海道室蘭市東町４丁目１番５－313号　室蘭東町第２住宅、前住所北海道室蘭市八丁平５丁目１番19号　ブレイヴ
債務者　半沢　　敏
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第３７９号
盛岡市北天昌寺町13番41号
債務者　小船　由雄
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第７０８号
宮城県名取市増田字柳田212番地の８
債務者　加藤絵理香
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３２２号
茨城県ひたちなか市大字高場15番地１
債務者　美馬　光代
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３１４号
山梨県甲府市古府中町1351番地２
債務者　米倉ますみ
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１５号
山梨県甲府市古府中町1351番地２
債務者　米倉　　舞
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
静岡県富士市今泉2092番地の１レオパレスウィング105号
債務者　宮下　広士
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１９３０号
名古屋市千種区千種１丁目14番１号　プチメイト101号
債務者　森安　　歩
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部